

# 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）の受付を開始します！

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業等をされている中小企業及び個人事業主等の皆様に対して協力金（第2弾）を交付します。このたび、以下により、申請の受付を開始することとしましたので、お知らせします。

## 1 協力金の交付対象者

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業等を実施した中小企業及び個人事業主等

## 2 交付額

1事業者あたり一律10万円（事業所を賃借していることによる加算はありません）

## 3 主な交付要件

- (1) 中小企業又は個人事業主等であること
- (2) 休業、又は夜間営業時間の短縮（食事提供施設に限る）（以下「休業等」といいます。）を行う事務所又は事業所が県内にあること
- (3) 令和2年5月6日以前に開業しており、営業の実態があること
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、県の休業要請等に協力し、また、自主的に、令和2年5月7日から同月26日までの間で、15日間以上、休業等を実施したこと
- (5) 個人事業主の場合、休業等を行う事業による所得の全てが、事業所得として確定申告の対象となること（農業、漁業、林業は除きます。ただし、一般消費者に対して直接、販売やサービス提供等を行うものは対象です。）

## 4 申請方法

郵送又は電子申請（具体的な提出先や電子申請のURLは6月8日（月曜日）に県ホームページで公開します。）

※感染症拡大防止のため、持参での提出はご遠慮ください。また、受付期間外の申請はご遠慮ください。

## 5 受付期間

令和2年6月8日（月曜日）から7月14日（火曜日）まで（郵送の場合、当日消印有効）

## <添付資料>

ご案内チラシ

## 問合せ先

神奈川県産業労働局

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）対策チーム 竹氏 電話 045-285-0644

神奈川県産業労働局中小企業支援部中小企業支援課

課長

森山 電話 045-210-5550

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 休業等を実施した事業者の皆様へ

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業又は個人事業主等の皆様に対し、協力金を交付いたします。

**交付額：1事業者あたり10万円（事業所の賃借による加算はありません）**

### 1 主な交付要件（要件は、全て満たしていることが必要です。）

**★基本的には、前回の協力金の交付対象者が引き続き休業等(※)を行った場合は交付対象となります。**

※「休業等」の定義は、裏面をご覧ください。

- (1) 中小企業又は個人事業主等である
- (2) 令和2年5月6日以前に開業しており営業の実態がある
- (3) 休業等を行う事務所または事業所が県内にある
- (4) 休業等を行う事業は、人との接触や対面での作業がある
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主的に5月7日から26日までの間で15日以上休業等をしている(注)
- (6) (個人事業主の場合)休業等を行う事業による所得の全てが事業所得である
- (7) 休業等を行う事業が、農業、漁業、林業ではない(ただし、一般消費者向けの販売・サービス等を行う事業は対象)

(注) 当初、「5月7日から31日までの間で20日以上」とお知らせしておりましたが、緊急事態宣言解除を受け、必要な休業の期間等を変更しました。

### 2 申請手続きなど

- (1) 受付期間：令和2年6月8日（月）から令和2年7月14日（火）まで（消印有効）
- (2) 申請書等の配架場所  
県ホームページ、県政情報センター、各地域県政情報コーナーなど
- (3) 申請方法  
郵送または電子申請(具体的な提出先やURLは6月8日(月)に県ホームページで公開します。)
- (4) 交付の時期：令和2年6月中旬より随時（申請から概ね2～3週間程度で交付予定です）

#### 【お問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症コールセンター

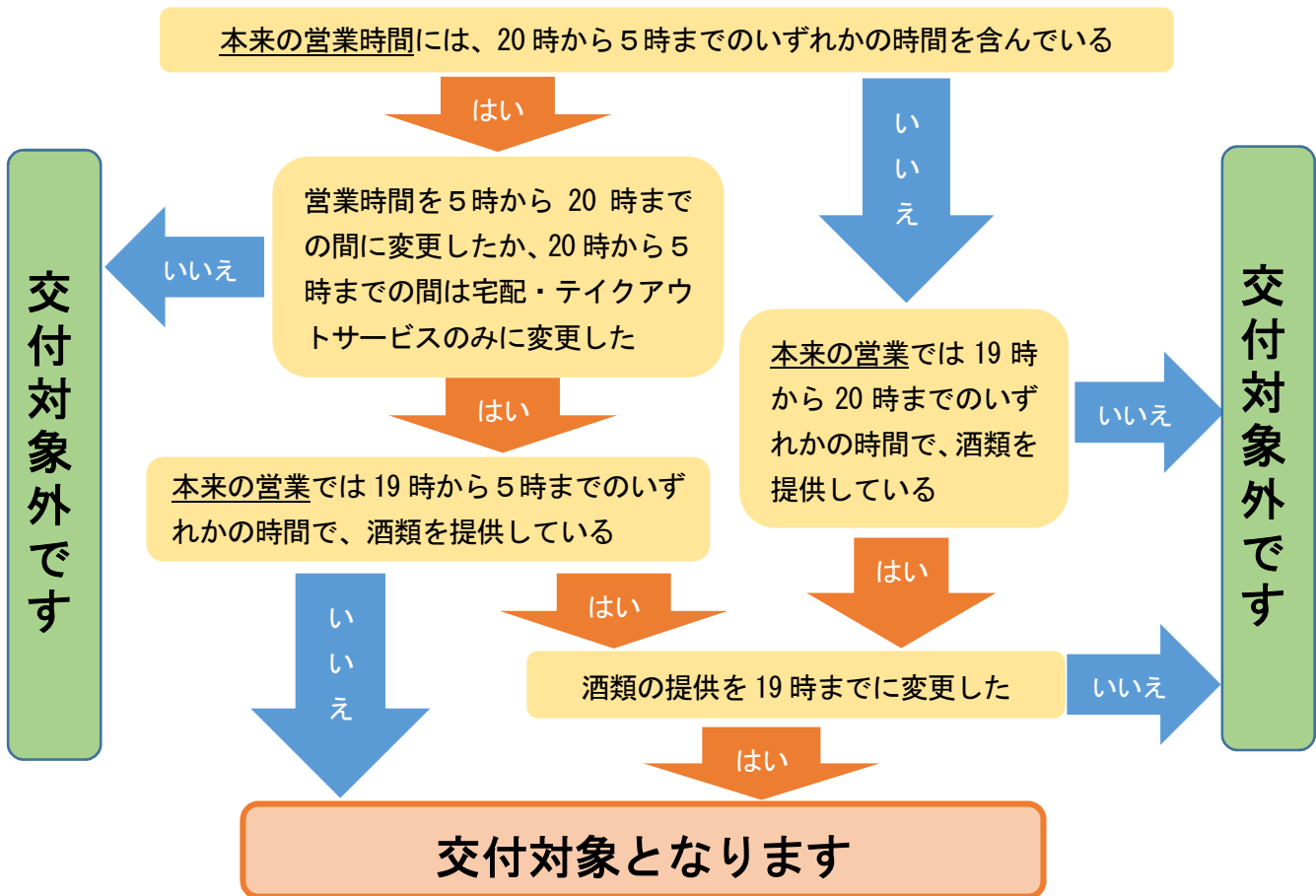
電話番号 045-285-0536 または 050-1744-5875

# 休業等の取り扱いについて

## ★以下の場合は、「休業等」となります。

- ・ **食事提供施設** : 休業、夜間営業時間の短縮（宅配・テイクアウトサービスへの変更を含む）
- ・ **食事提供施設以外** : 休業、在宅勤務（全ての役員及び従業員が実施し、出張等を実施しないこと）

### ◆ 食事提供施設の夜間営業時間の短縮の判定について



### ◆ 在宅勤務の取り扱いについて

- ・ 在宅勤務については、基本的に、**期間中、全ての社員等が「在宅」で勤務していることが必要**です。そのため、以下のような場合には、**交付対象外**となります。

- ① 一部でも出勤している社員等がいる場合（施設の維持管理のための最小限の出勤は除きます）
- ② 全員が在宅勤務だが、出張や自宅での対面での打合せ等が実施される場合

なお、自宅以外の場所で勤務するテレワークの場合は**全て交付対象外**です。

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）ホームページ

神奈川 協力金 第2弾



[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin\\_vol2.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/chusho/0205kyouryokukin_vol2.html)